

リモートアクセス管理に関するガイドライン

このガイドラインは、中京大学キャンパスネットワーク（以下キャンパスネットワーク）の運用に関し必要な事項のうち、リモートアクセスの管理に必要な事項を定めるものとする。原則としてリモートアクセスサービスの設置と運用は、情報センターのみが行うものとする。

1. 対象

(1) PPP 接続によるキャンパスネットワークへの接続

(2) VPN 接続によるキャンパスネットワークへの接続

（ただし、個人が利用する場合のみをこの対象とし、ネットワーク単位で組織が接続する場合には「外部ネットワーク管理に関するガイドライン」での接続対象とする。）

2. 目的

リモートアクセスの運用および管理

3. リモートアクセスの運用および管理

(1) リモートアクセス管理者は以下について利用記録をとり、サービスが適正に利用されているかどうかを確認することができる。

利用者数およびそのユーザ名

利用者側機器情報

利用内容

利用時間

その他、サービスが適正に利用されているかどうかを確認するために必要な情報

(2) リモートアクセス管理者は利用者に対し以下の事項を遵守させなければならない。

接続用ユーザ名やパスワード等の秘守情報を漏洩しないこと、またサービス利用者は申請者本人のみであること。
「セキュリティ管理に関するガイドライン」に準じて、リモートアクセスする利用者側機器のセキュリティ管理を行うこと。

リモートアクセスする利用者側機器のトラブル対応

キャンパスネットワーク利用内規に準じた利用内容であること。

リモート VPN 接続する機器に変更があった場合には、リモートアクセス管理者に速やかに届け出ること。

その他、リモートアクセス管理者が定めたりモートアクセス利用方法に準じて利用すること。

(3) リモートアクセスの利用停止について

上記責任を遵守されず、キャンパスネットワークの運用ならびにキャンパスネットワーク利用者に迷惑がかかる場合には、リモートアクセス管理者はリモートアクセス利用停止等の適切な措置をとらなければならない。

(4) 情報センター以外が同様のリモートアクセスサービスを実施する場合、キャンパスネットワーク運用内規に準じて、適正に運用管理するよう設置責任者が努めなければならない。

(5) 上記責任を遵守されずリモートアクセスサービスの運用が適切に行われない場合は、情報センター長が一定期間運用停止の措置をとることがある。